

平成29年度（10月採用）職員募集要項

【受験申込期間：平成29年6月30日～平成29年7月13日】

1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職種	採用予定人員	受験資格等
常勤職員	1名	・大学（短期・高等専門校を除く。）卒業した人で、昭和59年4月2日以後に生まれた人 ・TOEIC600点以上又は英検2級以上

財団就業規程第3条第1号から第3号のいずれかに該当する者は、いかなる場合も受験できません。

（参考条文）財団就業規程第3条

第3条 職員の採用は、試験又は選考によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、試験又は選考を受けることができない。

- （1）成年被後見人又は被保佐人
- （2）禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）高松市又は、ビューローにおいて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

2 受験申込みの手続き

持参又は郵送の方法で申込みをしてください。ただし、申込みは1回に限ります。

- （1）申込書に必要な事項を記入し、TOEIC又は英検の証明書を添付の上、受験票は切り離さずに当財団まで申込みをしてください。
《持参する場合》当財団事務局まで持参してください。
《郵送する場合》申込書及び受験票返信用封筒（長形3号に82円分の切手を貼って、宛先明記したもの）同封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、簡易書留で当財団まで郵送してください。
- （2）申込書の受付後に受験票をお渡しします。郵送による者は返信用封筒に入れて郵送しますが、7月24日（月）までに受験票が届かない場合は、必ず当財団までお問い合わせください。また、確実に受け取りたい場合には、簡易書留等の方法をおすすめします。

3 受験申込期間

平成29年6月30日（金）～平成29年7月13日（木）

※持参による申込みは、午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

※郵送による申込みは、7月13日消印有効

4 採用試験の方法、日時及び場所

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

《第1次試験》

実施日	時間	試験時間	試験場所
7月30日 (日)	午後2時～ 午後4時	100分 程度	高松港旅客ターミナルビル 6階 会議室

試験は、マークシート方式です。

試験場所を変更する場合は、7月24日（月）までに連絡します。

当日持参するものは、以下のとおりです。

- 受験票（受験票に必ず写真を貼り付けて持参してください。第1次試験の当日に受験票がない場合又は写真が貼られていない場合は受験できません。）
- 筆記用具（鉛筆、消しゴム）

※時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。携帯電話などを時計の代用品として使用することはできません。

《第1次試験の合格発表 8月7日頃》

当財団ホームページで合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に郵送で通知します。

《第2次試験 8月中旬（15～20日頃）》

実施日及び時間：第1次試験合格者に通知します。

試験内容：口述試験（面接）

《第2次試験の合格発表 8月25日頃》

当財団ホームページで合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に郵送で通知します。

5 合格から正式採用まで

採用日：平成29年10月1日（日）（出勤は2日（月）から）

最終合格者は、採用候補者名簿（有効期限は、平成29年9月30日まで）に登録され、その中から採用者が決定されます、また、財団就業規程第4条の規定により、採用日から起算して6か月間は試用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

（補欠合格者）

最終合格者のほか補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

（採用資格の喪失、採用の取消）

以下の場合は、試験に合格しても採用されません。

・財団就業規程第3条第1号から第3号（1を参照）のいずれかに該当することとなった場合

6 勤務条件

（1）勤務時間

原則 月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分

（2）初任給

183, 274円

職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

（3）勤務場所

財団事務局

（4）試用期間

採用日から起算して6か月間は試用期間ですが、本採用の場合と支給される給与は変わりません。また、昇給、賞与、退職手当等の労働期間にも含まれます。

7 業務内容

採用者は、採用日から当分の間、以下の業務を行います。また、業務を行うにあたり、マイクロソフト ワード・エクセル・パワーポイントを使用します。また、県内、近県に誘致訪問をしますので、普通自動車運転免許（A T 限定可）も必要となります。

（1）国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推進する業務

ア コンベンション誘致業務

コンベンション主催団体等に対する誘致訪問を行うことにより、高松市でのM I C E 開催を促す。

イ コンベンション誘致支援業務

高松市及び香川県でコンベンションの開催の意向がある団体等に対し、誘致手法に関する相談や、開催計画の提案や代行、M I C E ツアーを始めとする視察の受入れ、国際会議・企業コンベンション誘致支援事業等を行うことで、高松市及び香川県での開催を促す。

ウ コンベンション開催支援業務

高松市及び香川県で開催予定のコンベンション主催者に対し、コンベンション・コンシェルジュとして準備から開催までのノウハウの提供、コンベンション運営スタッフの紹介（無料職業紹介事業）等を行い、主催者の開催を補助するとともに、参加者に対して、各種観光パンフレットなどの情報提供及び利便性の向上を図る。

エ 広報宣伝業務

インターネットを活用した情報発信や専門誌等に対する広告を行うことで、高松市及び香川県のコンベンション施設や支援制度を紹介し、コンベンションの開催を促す。

オ コンベンション情報収集提供業務

誘致事業等により得られたデータを整理し、コンベンション開催予定表を作成し、広く一般に周知する。また、自らが、主催者及び参加者にアンケート調査を行い、コンベンションがもたらす経済波及効果を試算及び公表をする。加えて、これまで蓄積した主催者情報及び大会情報データベースを活用し、コンベンション誘致活動をより一層効率的に実施できるよう努める。

（2）コンベンション開催支援補助金交付業務

（3）その他財団が指定する業務

8 その他

その他、特に注意していただきたい事項をお知らせします。

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験場所に駐車場はありません。
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出され書類は返却しません。

(受験申込書)

- ・学歴は、最終学歴から順に2つ記入してください。
- ・受験申込書について不備又は不明な点がある場合には、当財団より申込書記載の電話番号に連絡しますので、電話番号は日中連絡が取れる連絡先を必ず記入してください。
- ・受験票には最近3か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向きのもの、縦5cm・横4cm)を貼り付けて第1次試験の当日に持参してください。第1次試験の当日に受験票がない場合又は写真が貼られていない場合は受験できません。

9 申込み・お問い合わせ先

〒760-0019

高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル7階

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー 総務企画部

TEL 087-822-7060 FAX 087-822-7062

Q & A (試験全般、待遇、勤務条件等について)

1 試験全般

- 高松市出身ではないのですが、不利になりませんか？
職員採用試験は、性別、出身地、年齢、新卒・既卒の別、職歴の有無などにより、有利、不利になることは一切ありません。
- 日本国籍を有しませんが受験できますか？
 - 1 出入国管理及び難民認定法の規定による永住者
 - 2 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定による特別永住者

上記に掲げる方であれば受験はできます。ただし、第1次試験は日本語（一部、英語の問題があります。）で行いますので、その点を考慮の上、受験してください。
- 試験に最終合格しても採用されないことがありますか？
最終合格の後、就業規程第3条第1号から第3号に該当するに至った場合又は該当することが明らかになった場合を除き、原則として採用されます。

2 給与

- 初任給はいくらですか？
平成29年4月現在の10月採用の方の初任給は、183,274円です。職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。
- ボーナス（期末・勤勉手当）はどれくらい支給されますか？
期末・勤勉手当は、平成28年度の実績で、年間に給料の4.3か月分支給されました。
- 手当にはどのようなものがありますか？
家族、住まい、通勤及び勤務の状況に応じて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。

3 勤務条件、休暇

○ 勤務時間や休日はどうなっていますか？

勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

勤務は完全週休 2 日制で、月曜日から金曜日までの週 5 日間です。土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休日となります。ただし、国際会議等の支援業務や視察受入業務など、週末の出勤がある場合があります。

○ マイカー通勤は可能ですか？

住所地、損害保険加入状況等条件はありますが可能です。また、当財団で定める通勤手当は支給されますが、通勤に要する経費（駐車場代、ガソリン代）がこれを超えた場合自己負担となります。

○ 年次有給休暇はどれくらいありますか？

年次有給休暇は、年間 20 日（10月1日採用の場合、12月末日まで 5 日）で、未使用分は翌年に繰り越すことができます。

○ その他の休暇制度にはどのようなものがありますか？

特別休暇（結婚、忌引、産前・産後、夏季休暇等）のほか、介護休暇や育児休業などの制度が整備されています。

4 福利厚生

○ 福利厚生制度は、どのようになっていますか？

高松市中小企業勤労者福祉共済事業（ウェルぱる高松）に加入し、各種の給付事業を行っています。その主なものとして、り災給付や弔慰給付などがあります。

高松市中小企業勤労者福祉共済事業

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1954.html>

○ 職員の健康管理は、どのように行われていますか？

一般定期健康診断を始めとする各種の健康診断を実施しているほか、一定年齢以上の職員は、財団の指定する医療機関で、人間ドックを受検することができます。

5 業務全般について

- ワード・エクセル・パワーポイントはどのぐらい使えば良いですか？
ワード：一般的な文書が作成できる程度です。
エクセル：一般的な入力、数式の作成ができる程度。マクロ等高度な知識は必要ありません。
パワーポイント：一般的なプレゼンテーションスライドが作成できる程度です。卒業論文発表等でパワーポイントのスライドの作成を経験された方であれば問題ないレベルです。
- 英会話を使う頻度は？
年度により異なりますが、使用頻度はそれほど高くありません。
(必要となる主な業務)
 - ・国際会議キーパーソン招請事業（年1回程度 1泊2日程度）
 - ・国際会議の開催支援（年数回）
 - ・海外出張（年数回 3日～1週間）
- 出張の頻度は？また、主な行き先は？
出張は2か月に1回程度、1回あたり2泊3日程度です。
国際会議等主催者は、9割が首都圏に所在しており、主な出張先は東京となっています。
- 採用後の研修にはどのようなものがありますか？
採用されてから隨時、文書事務などの実務に関する知識・技能を高める研修を実施するほか、メンタルタフネス研修、手話技術研修等を実施しています。
このほか、勤務年数等に応じたメンタルヘルス研修等の特別研修などを実施しています。